CM賠償責任保険

一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会

コンストラクション・マネジメント業務（CM業務）
リスクへの責任負担能力と
経営基盤の安定化の備えの保険制度

補償の対象となる業務

「CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行う、日本CM協会の定める標準業務（オプション業務を除く）」が補償の対象となります。

6つの特徴

1. 日本国内のCM業務を包括的にカバー
2. 既存の「建築家賠償責任保険」や「請負業者賠償責任保険」などでは、補償の対象とならなかった「CM業務」の遂行に起因する賠償責任をカバー
3. 日本CM協会の会員だけが加入可能
4. 補償は22パターンから選択
5. 5年間無事故の場合、無事故割引10%が適用
6. 保険料は全額損金処理が可能



※このご案内はCM賠償責任保険（コンストラクション・マネジメント業務特約条項付　専門的業務賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は日本CM協会ホームページに掲載してあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

〈引受保険会社〉**東京海上日動火災保険株式会社**（幹事）　〈取扱代理店〉**株式会社エイアイシー** TEL 03-6272-6206

詳しい資料請求・お問い合せは、下記にご記入の上、FAXをお送りください。

法人名	（フリガナ）	TEL	
		FAX	
担当窓口	部署名	担当者名	
担当者メールアドレス			
資料送付先	（フリガナ） 〒　　—	お問い合せ内容	
日本CM協会会員番号		日本CM協会会員名	

FAX:03-6272-6209
メールアドレス:info@aic-agt.co.jp
（株）エイアイシー行

当社は、お客様から提供いただいた本資料請求記載の個人情報を取引保険会社（東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱）より委託を受けて行う各社の損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

CM賠償責任保険の概要

	CM賠償責任保険	（参考）建築家賠償責任保険
保険の対象となる業務	CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行う、 「日本CM協会が定める標準業務（オプション業務を除く）」	①設計図書（建築物の建築工事実施のために必要な図面または仕様書）の作成。「設計図書」には、施工図（設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面をいい、施工の方法・手段・手順・技術・安全計画等を示す工作図および施工計画図等を除く）を含まない ②施工者に対する指示書（建築物が設計図書の意図どおりに実現するように設計図書を補足する図面または文書をいいます。）の作成 ③施工図承認書の作成
保険の対象となる建築物	（特に制限なし）	建築基準法第2条第1号規定の建築物と付属工作物 電気・ガス・給排水・換気・冷暖房・昇降機等を含む。但し、「構造基準未達」は建築基準法第20条第１号、第２号、第３号または第４号に規定する建築物をいい、建築中のものを含む。ただし、延べ面積が200㎡以下の木造１階建て建築物を除く。
保険金が支払われる主な場合	①委託者からの指図と明らかに異なる指図を関係者に行い、または書面による不適切な助言を行うことにより発生した、プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償 ②委託者からの指図と明らかに異なる指図を関係者に行い、または書面による不適切な助言を行ったことにより発生した、設計図または施工図の欠陥により、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しによる、プロジェクトの完成遅延により引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償 ③上記以外の損害で、CM業務の遂行に起因して発生した第三者の身体障害、財物の損壊等に対する損害賠償 ④プロジェクトの目的物の引渡し後、委託者からの指図と明らかに異なる指図または書面による不適切な助言に起因する一定の瑕疵が発見された場合の、プロジェクトの目的物の検査・修理・交換等の措置に要した費用に対する損害賠償（オプション）	①設計等の業務ミスによる損害賠償（建築物の外形的かつ物理的な滅失・破損が生じている場合に補償） ②給排水・電気・空調・遮音性設備の機能的な不具合による損害賠償 ③設計等の業務ミスによる第三者への身体障害の損害賠償 ④法令基準未達:建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、設計等の業務ミスで建築基準法（第20条除く）、消防法などの所定の建築基準関連法令に抵触 ⑤構造基準未達:建築物の外形的・物理的な滅失・破損の有無にかかわらず、構造設計等の業務ミスで建築基準法第20条1,2,3号建物が建築基準法（第20条）に抵触

「日本CM協会が定める標準業務（オプション業務を除く）」 CM業務委託契約約款・CM業務委託書（2026年改訂）から抜粋

CMr業務内容（CMA標準業務（オプション業務を除く））					
共通業務	**発注**	**事業構想・基本計画**	**基本設計**	**実施設計**	**工事施工**
・CM業務計画書の作成と更新 ・会議体の提案と運営支援 ・プロジェクト構成員の役割分担の整理と更新 ・プロジェクトの情報管理 ・プロジェクト関係者への説明支援 ・プロジェクトにおけるリスク対応支援 ・苦情・不具合による紛争対応への助言 ・CM業務報告書の作成	・プロジェクト実施方式の検討 ・選定方式の検討 ・支払方式の検討 ・設計者/監理者/設計施工者/工事施工予定者（技術協力者）選定用資料の作成 ・設計者/監理者/設計施工者/工事施工予定者（技術協力者）選定における支援 ・設計者/監理者/設計施工者/工事施工予定者（技術協力者）契約についての助言	・事業計画書の作成支援 ・プロジェクト推進計画書の作成と更新 ・事業構想案の作成 ・プロジェクト目標の確認 ・要求条件と制約条件の確認と更新 ・施設の概略計画の作成 ・マスター・スケジュールの作成 ・事業予算の概算 ・基本計画書の作成	・基本設計方針の確認 ・基本設計スケジュールの確認 ・設計進捗状況の確認 ・基本設計内容の確認 ・設計変更への対応 ・許認可にかかわる事前協議への助言 ・工事施工スケジュール案作成 ・基本設計図書などの確認 ・工事費概算の確認 ・計画説明書（基本設計）の確認	・実施設計方針の確認 ・実施設計スケジュールの確認 ・設計進捗状況の確認 ・実施設計内容の確認 ・設計変更への対応 ・許認可にかかわる申請への助言 ・工事施工スケジュール案の作成 ・実施設計図書などの確認 ・工事費概算の確認 ・計画説明書（実施設計）の確認	・設計意図伝達業務方針書・監理業務方針書・工事施工方針書の確認 ・工事施工の実施状況の確認 ・分離発注された各工事の調整支援 ・設計意図伝達への対応 ・設計変更への対応 ・工事報告書および監理報告書の確認 ・委託者の検査・引渡しの支援 ・竣工後定期点検への対応支援

2026年10月作成　26T-001139